

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）

2022(令和4)年度 6月代表者会議 次第

日時 2022年6月25日(土)15:00～ 1時間程度

場所 沼間小学校区コミュニティセンター2階 工作室・調理室

1. 開会 会長挨拶

2. 議題(報告事項)

- 1) 本会の運営について
- 2) 逗子市審議会・懇話会等の報告
- 3) 地域づくり事業
- 4) 議題に関する質疑

3. 地域の団体活動(連絡事項:催し物・お祭りなど)

- 5) 自治会、町内会、管理組合
- 6) 関係団体
- 7) 協力団体

4. 地域の情報の発信(連絡事項)

- 1) 行政からのお知らせ
- 2) その他

5. 事務局・会計(連絡事項)

- 1) 通常総会
- 2) 会計より

6. 閉会

次回代表者会議予定

令和4年7月23日(土)15:00～ 沼間小学校区コミュニティセンター2階 調理室、工作室
(役員会は7月15日(金)19:00～ 県営逗子桜山ハイツ集会所)

地域スローガン

「挨拶運動」 おはよう、こんにちは、行ってらっしゃい！

「ごみを減らそう」 生ごみは軽く水切りをして減量する

関係者各位

2022 年 6 月 25 日
沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会) 事務局

代表者会議及び役員会開催予定日について

本年度の代表者会議及び役員会を、下記のように開催いたします。
代表者会議は毎月第 4 土曜日の 15 時から開催します。

月	代表者会議 *1	役員会 *2	備 考
6	6 月 25 日(土)	6 月 17 日(金)	
7	7 月 23 日(土)	7 月 15 日(金)	
8	8 月 27 日(土)	8 月 19 日(金)	
9	9 月 24 日(土)	9 月 16 日(金)	
10	10 月 22 日(土)	10 月 14 日(金)	
11	11 月 26 日(土)	11 月 18 日(金)	
12	12 月 24 日(土)	12 月 16 日(金)	
1	1 月 28 日(土)	1 月 20 日(金)	
2	2 月 25 日(土)	2 月 17 日(金)	
3	3 月 25 日(土)	3 月 17 日(金)	

*1 代表者会議は沼間小学校区コミュニティセンター 2 階 工作室・調理室で行います。

*2 役員会は原則第 3 金曜日の 19 時から逗子桜山ハイツ集会場で開催します。
(それに先立ち 18 時 30 分より三役役員会を開催します)

*3 両会議とも時間を短縮し 1 時間程度で終わるように議事進行したいと思います。

以上

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)**(1) 自治会・町内会・管理組合(会員)**

No.	名 称	代表・担当名
1	桜和会	小寺 亮
2	桜山4丁目町内会	武藤 浩二
3	五桜会	前田 光治
4	逗子桜山ハイツ自治会	工藤 嘉明
5	桜山番合谷戸自治会	曾志 光子
6	沼間一丁目自治会	高橋 正好
7	沼間南台住宅自治会	角田
8	マイキャッスル壱番館管理組合	安部 良一
9	マイキャッスル貳番館管理組合	青柳 賢慶
10	マイキャッスル参番館管理組合 同	中嶋 孝子 菅野 ヒロ子
11	神武寺谷戸町内会	森山 あつ子
12	萩ヶ丘自治会	佐々木 由香子
13	紅葉台マンション管理組合	小野田 麻子
14	広地町内会	桐ヶ谷 誠司
15	東逗子海光町内会	尾崎 唯夫
16	沼間三丁目自治会	草柳 ゆきゑ
17	逗子アーデンヒル自治会	野澤 隆人
18	沼間みどり自治会	桐ヶ谷 利夫
19	逗子グリーンヒル自治会	浅川 眞二
20	東町内会	八巻 勇二
21	興人東逗子自治会	長島 徹
22	百合ヶ丘自治会	石黒 実千代

(2) 関係団体(会員)

No.	名 称	代表・担当名
1	沼間体育会	野添 宏次
2	桜山体育会	井上 清吾
3	ズシップ沼間地区連合会	清 陽子
4	沼間小学校PTA	齊藤 慎一郎
5	逗子杜の郷	田邊 笑美子
6	けいすいone'sホームゆるりと	西久保 涼子
7	東逗子商栄会	森谷 仁

(3) 協力団体・逗子市

No.	名 称	代表・担当名
1	沼間小学校	小島 恵美子
2	沼間中学校	小野 憲
3	社会福祉協議会	三富 淳
4	東部地域包括支援センター	宮崎 千晶
5	東部民生委員児童委員	坂口 敏子
6	逗子市(教育部)	佐藤 多佳子
7	同(市民協働部市民協働課)	松下 亜紀子
8	同(環境都市部都市整備課)	安斉 綾子
9	同(課税課資産税係)	足立 裕貴

注1) 議決権を有する団体数:29

2022(令和4)年度活動計画

本会の運営

実施	活動名	活動内容
5月 R5年3月	通常総会の開催 「連合会だより」の発行	総会を開催 第23号を作成し全戸配布
通年	代表者会議の開催 役員会の開催 総会・代表者会議の議事録	毎月第4土曜日に開催、新たに自治団体共通の活動・課題について、情報共有や解決策を討議する場を設定 原則毎月第3金曜日に開催 議事録を作成し、代表者会議を通じて配布

逗子市、県との連携

実施	活動名	活動内容	担当
5月	都市機能の整った快適なまち推進懇話会	当会より沼間小学校区代表委員が参加、推進プランの進行管理	逗子市
10月	逗子市総合防災訓練	当会会員が参加	
11月	逗子市安全安心に関する懇話会 津波避難訓練	当会より沼間小学校区代表委員が参加 当会会員が参加	
3月	逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画懇話会	当会より沼間小学校区代表委員が参加	
通年	逗子市総合計画審議会	当会より沼間小学校区代表委員が参加；総合計画と総合戦略の一体化を図る	逗子市
	逗子市池子接收地返還促進市民協議会	当会より沼間小学校区代表委員が役員会に参加；活動計画・予算等を審議する	
	地域自治に関する条例検討懇話会(仮称)	当会より沼間小学校区代表委員が参加、条例案を答申	
	住民自治協議会連絡会	他の住民自治協議会との意見交換(5、7、9、11、1、3月計6回)	

地域づくり事業及び会員団体との協働活動

実施	活動名	活動内容	担当
8月	避難所運営訓練	沼間小学校もしくは沼間中学校で開催	避難所運営委員会
10, 11月	東逗子駅前のイルミネーション飾り付け	東逗子駅前のイルミネーション飾り付け(10、11月)及び撤収作業に協力	東逗子商栄会
R5年1月	逗子市内一周駅伝競走大会	各地区で応援	逗子市
通年	互いに気遣うまちづくり	各民生委員との情報共有	福祉部会
	主要道路渋滞等対策	右折車へ道を譲るなどのマナーの啓発活動	まちづくり部会
	東逗子駅前ロータリー美化	雑草の除去と花の植替え	環境部会
	防災施設マップ	防災施設マップの改定	防災安全部会
	防災対応力の向上	「避難行動計画」を各戸で準備する手引きの作成	防災安全部会
	崖崩れ注意箇所対策	注意箇所の経過を継続して観察	防災安全部会
	わんわんパトロール	日々のパトロールの実施、隊員募集	青少年部会
	東逗子駅前用地活用事業計画への参画	市との情報共有、地域の要望の提案	まちづくり部会
	東逗子駅前周辺の快適性・利便性向上をめざした取組	トイレ、街路灯等駅前周辺環境の改良を提案	まちづくり部会
	地域の公共交通の充実	逗子市と協力し本格運行に向けた検討を継続	まちづくり部会
	東逗子駅前広場朝市	毎月第1日曜日に開催	東逗子商栄会
	東逗子ふれあい広場	ふれあい広場の設営・撤収作業に協力	東逗子商栄会
	ずし子ども0円食堂	毎月第1水曜日「子ども0円食堂」を開催 コロナにより当面「お弁当大作戦」を実施	青少年部会
	エコ広場ずし	毎月第1週の金、土曜日に「出張エコ広場」を開催	環境部会
	地区協賛イベント	行事を協賛	沼間体育会 桜山体育会 等

2022 年（令和 4 年）1 月 28 日

住民自治協議会（準備会）会長各位

逗子市長 桐ヶ谷 寛

住民自治協議会への市議会議員の参画について（通知）

日頃より地域づくりへのご協力を賜り、御礼申し上げます。

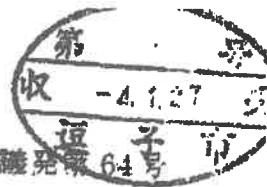
さて、このたび、2022 年（令和 4 年）1 月 28 日付けで逗子市議会議員より別紙のとおり、議会運営委員会申合せ事項として通知がありましたので、お知らせします。各住民自治協議会（準備会）におかれましては、ご留意の上、運営にあたってくださいようお願いいたします。

担当 市民協働部市民協働課 石井、川嶋

TEL 046-873-1111 内 266

Fax 046-873-4520

Email siminkyoudou@city.zishi.lg.jp



2022 年（令和 4 年）1 月 27 日

逕子市長 桐ヶ谷 覚 様

逕子市議会議長 丸 山 治 章

住民自治協議会への市議会議員の参画について（通知）

日頃から本市議会の運営にご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）会長から令和 4 年 1 月 18 日付けにて本職宛てに送付されました要請文を受け、住民自治協議会への市議会議員の参画について令和 4 年 1 月 25 日（火）に開催した議会運営委員会で協議した結果、次のとおり議会運営委員会申合せ事項として決定しましたので、各小学校区の住民自治協議会にもお知らせくださいますようお願い申し上げます。

- 1 平成 28 年 2 月 19 日付け 市民協働課長から住民自治協議会（準備会）会長宛ての通知文「住民自治協議会への本市市議会議員の参画について」を遵守する
- 2 議員が代表又は役員として務める市民活動団体を住民自治協議会に参加する資格要件から外す



2016 年（平成 28 年）2 月 19 日

住民自治協議会（準備会） 会長各位

逗子市市民協働部市民協働課長

住民自治協議会への本市市議会議員の参画について（通知）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より地域づくりへのご支援・ご協力ありがとうございます。

さて、2 月 17 日に開催しました住民自治協議会（準備会）の意見交換会におきまして、横記について各小学校区より概ね次のとおり同様のご意見であることを確認することができました。各協議会（準備会）からは、この結果を踏まえ、あらためて市から各協議会（準備会）に対し、会議の意見を取りまとめて示してほしいとの要請がありましたので、通知するものです。

つきましては、住民自治協議会（準備会）への本市市議会議員の参画につきましては、次の事項にご留意いただき、各協議会（準備会）運営にあたってくださいますようお願いいたします。

- 1 協議会（準備会）における役職等については、役員等として協議会（準備会）の意思決定に直接関わらない。（議決権を持たない）
- 2 協議会（準備会）への関わりについては、傍聴を基本とし、助言、報告等を求められた際に発言するものとする。
- 3 協議会（準備会）が設置する部会やプロジェクトに参画する場合においても、必要な助言にとどめるものとする。
- 4 協議会（準備会）において、政治活動と誤解されるような行為は行わない。
- 5 協議会（準備会）の場でのチラシ配り、署名活動は禁止とする。

担当 市民協働部市民協働課

TEL:046(873)1111 内 561

FAX:046(873)4520

E-mail:siminkyoudou@city.zushi.kanagawa.jp

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）会則

第1章 総則

（目的）

第1条 沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）（以下「本会」という。）は、持続可能な地域社会の形成をめざし、沼間小学校区の自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と力を合わせ、さらには他の住民自治協議会との連帯などに努め、行政との協働のもと、地域づくりに取り組むことを目的とする。

（名称）

第2条 本会の名称を「沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）」とする。

（活動対象の区域）

第3条 本会の活動対象とする区域（以下「地域」という。）は沼間小学校区とし、逗子市沼間1丁目から6丁目の全域及び逗子市桜山3丁目から5丁目（一部を除く）とする。

（事務所の所在地）

第4条 本会の事務所は、沼間コミュニティセンター内に置く。

（構成員）

第5条 本会の構成員は、地域に在住、在勤の個人並びに地域で事業を行い、又は活動を行う個人及び法人その他団体とする。

2. 構成員は、本会の活動の対象となる。
3. 構成員は、本会の活動に参加することができる。

（役割）

第6条 本会は、次に掲げる役割を担う。

- (1) 地域づくり計画を策定し、地域の課題解決に向けた活動を行う。
- (2) 自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と連携、協力し、第1条に掲げた目的の実現に取り組むとともに、それぞれの活動の活性化に寄与する。

(3) 構成員から広く意見や提案等の情報を収集するとともに、構成員に対して広く情報の発信を行う。

(4) 地域づくりについて、行政との協働、調整などの窓口となる。

第2章 会員

(会員の資格)

第7条 地域に住所を有する自治会・町内会等及び地域で活動を行う法人及び団体は、本会の会員となることができる。

(入会)

第8条 本会に入会する場合には、入会申込書を会長宛に提出し、役員会の承認を得る。

(会費)

第9条 本会は、総会において会費を定めることができる。

2. すでに納入した会費は、返還しない。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする会員は、退会届を会長宛に提出する。

2. 会員が解散したとき、又は区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名

(6) 監事 2名

(7) 役員 10 名以内

2. 役員は、会員の中から選任される者、団体の代表者又は会長が構成員の中から推薦した者によって構成される。
3. 役員は、相互に兼ねることができる。

(役員決定)

第 12 条 役員は、総会に諮り決定する。

(役員の職務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 事務局長は、本会の事務全般を分掌する。
4. 会計は、本会の金銭出納について分掌する。
5. 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
6. 役員は、会長、副会長を補佐し、本会の会務を分掌する。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 15 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の2分の1以上の同意により、これを解任することができる。

2. 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
3. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第4章 総会

（総会）

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の審議事項）

第17条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 地域づくり計画に関すること。
- (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (3) 会則の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

（総会の開催）

第18条 通常総会は、年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（総会の招集）

第19条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日以上前までに文書をもって通知しなければならない。

4. 総会を招集するにあたり、構成員に対する周知の工夫をする。

（総会の議長）

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 21 条 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む。)があれば開会できる。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会への委任)

第 23 条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ委任状を提出し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、公開しなければならない。

- (1) 総会の日時と場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数(委任状はそれを付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(総会の公表)

第 25 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2. 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができ、議長の承認があれば発言することができる。

第 5 章 代表者会議

(代表者会議の構成員)

第 26 条 代表者会議は、会員の代表者及び役員をもって構成する。

(代表者会議の審議事項)

第 27 条 代表者会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 役員会で審議した事項に関すること。
- (2) 役員会で決定した事項に関すること。
- (3) 総会に付議する事項に関すること。
- (4) 会員の相互連絡に関すること。
- (5) その他総会の議決を要しない本会の活動に関すること。

(代表者会議の開催)

第 28 条 代表者会議は、次のときに開催する。

- (1) 定例会
- (2) 会長が必要と認めたとき、又は代表者会議の構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(代表者会議の招集)

第 29 条 代表者会議は、会長が招集する。

2. 代表者会議を招集するには、代表者会議の構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の 10 日以上前までに文書をもって通知する。

(代表者会議の議長)

第 30 条 代表者会議の議長は、事務局長がこれに当たる。

(代表者会議の定足数)

第 31 条 代表者会議は、代表者会議の構成員の3分の1以上の出席があれば開催できる。

(代表者会議の議決)

第 32 条 代表者会議の議事は、出席した代表者会議の構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 組織図の関係団体にあつては議決権をもたない。

(代表者会議の議事録)

第 33 条 第 24 条の規定は、代表者会議の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「代表者会議」、「会員」とあるのは「代表者会議の構成員」と読み替えるものとする。

第6章 役員会

(役員会)

第34条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の審議事項)

第35条 役員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議する事項に関すること。
- (3) 代表者会議に付議する事項に関すること。
- (4) 重要事項で、総会を開催できる時間のない緊急を要する事項に関すること。
- (5) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関すること。

(役員会の開催)

第36条 役員会は、次のときに開催する。

- (1) 定例会
- (2) 会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(役員会の招集)

第37条 役員会は、会長が招集する。

2. 役員会を招集するには、役員に対し、会議の内容、日時及び場所を通知しなければならない。

(役員会の議長)

第38条 役員会の議長は、事務局長がこれに当たる。

(役員会の議決)

第39条 役員会の議事は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員会の議事録）

第40条 第24条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 部会

（部会）

第41条 本会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2. 部会の設置にあたっては、役員会及び代表者会議で審議し、決定するものとする。
3. 初期の段階においては、組織図のとおり各団体で事業部会を構成する。

第8章 会計・事業計画等

（経費の支弁）

第42条 本会の経費は、市からの交付金、寄附金、会費その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度にあたっては、発足の日から次に到来する3月31日に終わる。

（会計帳簿の整備）

第44条 本会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2. 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときには、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

（事業計画及び収支予算）

第45条 本会の事業計画及び収支予算は、会計年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

（事業報告及び収支決算）

第 46 条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 9 章 会則の改正

（会則の改正）

第 47 条 会則を改正する場合には、総会において、会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第 10 章 雑則

（委任）

第 48 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この会則は、平成 27 年1月 24 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 23 日に一部改正、同日から施行する。

「昭間小學校區地域連合會(住民自治協議會)」組織圖

